

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた低調店特例の取扱いについて

1. 低調店特例について

- (1) 製造たばこ小売販売業の許可については、新規許可申請店と既設販売店との距離制限が設けられているが、既設販売店が販売本数の少ない「低調店」に該当する場合は距離制限を適用しないとの特例（以下「低調店特例」という。）が設けられている（資料1を参照）。
- (2) この特例は、各種事情により販売不振の既設店がある場合、地域の消費者利便を増進する観点等から、新規参入を促進する趣旨で設けられているものである。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響によるたばこの販売数量減少の影響

- (1) 今般、業界団体から、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月と同年5月のたばこの売上は大きく減少したため、低調店の取扱いについて一定の配慮が必要との要望があった。
- (2) 売上減少の要因については、販売店側の事情によるものではなく、政府の緊急事態宣言による外出自粛等に起因するものとしており、このような状況の下で、低調店特例をそのまま適用した場合、これまで低調店に該当しなかった販売店が低調店に該当し、その結果、当該販売店の近隣に、距離制限の適用を受けることなく新規販売店の許可が認められるケースが増加してくるものと考えられる。
- (3) このような場合にまで低調店特例を適用することは、1.(2)の特例の趣旨に照らして適当ではないと考えられる。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応策

低調店特例の時限措置として、「令和2年4月から同年5月までの2か月間の売上データは、低調店に該当するかどうかを判定する売上本数の算出根拠として採用しない」こととする（資料2を参照）。

低 調 店 特 例

製造たばこ小売販売業の許可については、新規許可申請店と既設販売店との距離基準が設けられており、許可の審査に当たって距離計測を行っているが、既設販売店が販売本数の少ない「低調店」に該当する場合は距離計測を行わないとの特例が設けられている。

(参考)「低調店」の基準

- ① 月間平均販売数量が以下の基準未満の既設販売店は「低調店」に該当。

「たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項」(平成 10 年大蔵省告示第 74 号) 2. (3)

環境区分	販売本数
繁華街(A) 又は 繁華街(B)	2 4 千本
市街地	1 5 千本
住宅地(A)	1 2 千本
住宅地(B)	9 千本

- ② 上記販売数量は、既設販売店の周辺で新規許可申請が提出された日の属する月の前月から過去 6 月間における当該既設販売店の 1 月平均のたばこ販売数量をいう。

「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」(平成 12 年大蔵省理財局長通達第 1 章第一 1 1)

対 応 策 (案)

1. 措置内容（通達）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるたばこ販売数量の大幅な減少を踏まえ、「低調店特例」について、時限措置として、以下の措置を講じる。

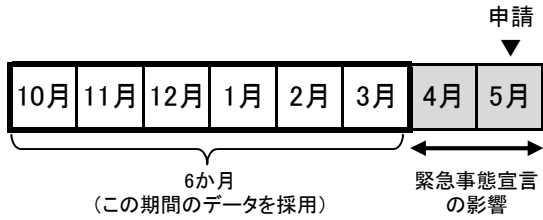
- ・ 政府による緊急事態宣言に伴う外出自粛等によりたばこの販売数量の減少が見込まれる令和2年4月から同年5月までの2か月間の売上げデータは、低調店に該当するかどうかを判定する売上本数の算出根拠として採用しない。
- ・ ただし、現行基準（申請月の前月から過去6か月間の月間平均売上本数）により算定した月間平均売上本数の方が多い場合には、現行基準による。

2. 今後のスケジュール（予定）

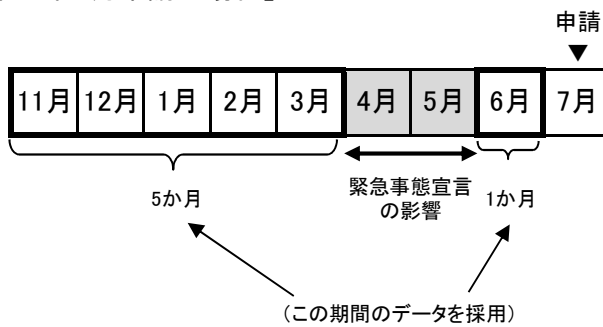
○令和2年6月 通達発遣

低調店の取扱いに係る新型コロナウイルス感染症の影響による時限措置について(具体例)

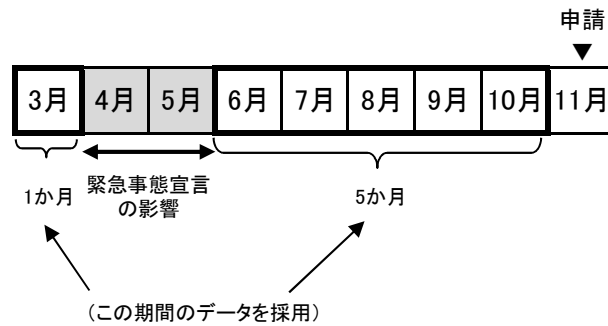
【令和2年5月申請の場合】



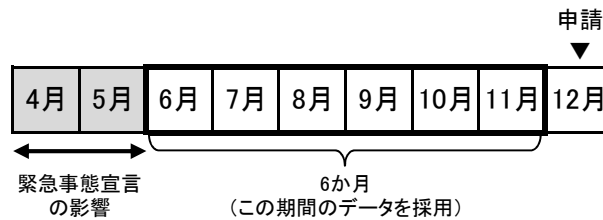
【令和2年7月申請の場合】



【令和2年11月申請の場合】



【令和2年12月申請の場合】



(参考)

関係条文

○たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

（許可の基準）

第23条 財務大臣は、前条第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

一～二 （略）

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

四～七 （略）

○たばこ事業法施行規則（昭和60年3月5日大蔵省令第5号）

（営業所の位置が不適當な場合）

第20条 法第23条第三号に規定する営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 予定営業所と最寄りの小売販売業者の営業所との距離が、特定小売販売業（劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗（一の店舗であつて、その店舗内の売場面積の合計が400平方メートル以上の店舗をいう。以下同じ。）その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性の強い施設内の場所を営業所として製造たばこの小売販売を業として行うことをいう。）を営もうとする場合その他財務大臣の定める場合を除き、予定営業所の所在地の区分ごとに、25メートルから300メートルまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合

三 （略）

○大蔵省告示第74号（平成10年3月17日）

2 たばこ事業法施行規則第20条第2号に規定する財務大臣の定める場合は、次の場合とする。

（1）～（2） （略）

（3） 予定営業所の位置が、製造たばこの販売数量が以下の各号のいずれかに該当する営業所の周辺の場所にある場合で、当該営業所以外の既設営業所と予定営業所との距離が1に規定する表に掲げる距離に達している場合

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 営業所の所在地が繁華街（A）又は繁華街（B）の場合 | 月間24千本未満 |
| ② 営業所の所在地が市街地の場合 | 月間15千本未満 |
| ③ 営業所の所在地が住宅地（A）の場合 | 月間12千本未満 |

④ 営業所の所在地が住宅地（Ｂ）の場合
 （４）～（１８）（略）

月間９千本未満

別表二

環境の区分	認定の基準
繁華街	<p>指定都市又は市制施行地であって、次の一に該当する街路等</p> <p>(イ) 乗車人員が、１日当たり 20,000 人以上の大規模な駅、バスターミナル</p> <p>(ロ) 遊興飲食施設、商店及び観光客施設が 100 店以上連続している街路</p> <p>繁華街のうち、乗車人員が、１日当たり 50,000 人以上の駅、バスターミナル及び遊興飲食施設等が 200 店以上連続している街路を繁華街（Ａ）とし、その他を繁華街（Ｂ）とする。</p>
市街地	<p>市街地形成施設が 20% を超える部分を占めている街路（繁華街（Ａ）及び繁華街（Ｂ）に該当するものを除く。）</p>
住宅地	<p>住宅と農地等が 80% 以上を占めている街路</p> <p>住宅地のうち、農地等が 2 分の 1 を超える部分を占めている街路又は農地等の中に 50 世帯未満の小規模な住宅の集団を形成している地域における街路を住宅地（Ｂ）とし、その他を住宅地（Ａ）とする。</p>

（注）

- 一 「遊興飲食施設」とは、遊技場、料理店、バー、喫茶店、劇場その他これらに準ずる施設をいう。
- 二 「観光客施設」とは、観光地にあるみやげ物店、旅館その他観光客を対象とする施設をいう。
- 三 「市街地形成施設」とは、遊興飲食施設、商店、観光客施設、銀行、官公庁、事務所、運動・レジャー施設、工場その他これらに準ずる施設をいう。
- 四 「農地等」とは、農地、空地その他これらに準ずるものをいう。

○製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成 12 年 12 月 27 日蔵理第 4621 号）

第 1 章 総則

第一 用語の意義

この要領において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1～10 （略）

11 「低調店」とは、製造たばこの販売数量が以下の一に該当する営業所をいう。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 営業所の所在地が繁華街（Ａ）又は繁華街（Ｂ）の場合 | 月間 24 千本未満 |
| ② 営業所の所在地が市街地の場合 | 月間 15 千本未満 |
| ③ 営業所の所在地が住宅地（Ａ）の場合 | 月間 12 千本未満 |
| ④ 営業所の所在地が住宅地（Ｂ）の場合 | 月間 9 千本未満 |

この場合において製造たばこの販売数量とは、原則として当該営業所の周辺の場所を予定営業所とした小売販売業許可申請書が提出された日の属する月の前月から過去6月間における当該営業所の1月平均の製造たばこの販売数量をいう。

12 (略)

第2章 小売販売業の許可

第一 小売販売業の許可（法第22条乃至第24条関係）

1 許可の基準

小売販売業の許可の申請が次の基準の一に該当するときは、許可しない。

(2) 法第23条第三号、規則第20条関係

① (略)

② 距離基準

イ (略)

ロ 距離基準の特例

(a)～(c) (略)

(d) 最寄りの小売販売業者の営業所が低調店である場合（大臣告示2(3)の場合）
予定営業所と当該低調店との距離は測定しない。